

令和4年10月24日

阿賀野市議会議長 市川英敏様

総務文教常任委員会委員長 百都順也

## 所管事務調査報告書

本委員会は、令和4年第5回議会定例会において議決を経た、閉会中の所管事務調査を下記のとおり行ったので、会議規則第110条の規定により報告します。

### 記

- 1 調査事項 阿賀野市の入札の状況について
- 2 調査期日 令和4年10月24日(月) 午前10時00分
- 3 調査経過

令和4年10月24日、菅原総務部長、相馬管財課長及び担当職員の出席を求めて委員会を開催し、調査事項について担当課から説明を受け、質疑・意見集約を行いました。

#### 4 調査結果

##### ①自治体契約の基本原則

自治体が行う公共調達とは、その財源が税金によって賄われるものであるため、より良いものをより安く、透明性、公平、公正を確保し調達しなければならないと定められている。

指名競争入札、随意契約、せり売りは政令で定める要件に該当するときに限りとされており、自治体の入札は原則一般競争入札とされている。

##### ②自治体契約の原則

契約の原則には経済性・公平性・競争性が欠かせない。この3つの原則で、より高まるのが一般競争入札であるため、一般競争入札を優先させる構図になる。

契約の締結については会計法及び地方自治法、市の財務規則で契約書を省略できる場合を除いては「契約の相手方を決定したときは、契約書を作成しなければならない」と定めており、また、「その効力は記名押印により確定する」とされており、契約相手を決定した場合は速やかに契約書を作成している。

### ③年度別入札状況

過去3年間における工事・委託・物品購入など、水道事業を除く全入札の結果の報告。令和3年度は、一般競争入札97件で、平均落札率が93.31%。総合評価、指名競争入札を含め、年間310件の入札を実施して、全入札の平均落札率93.07%。契約金額にして、30億4,593万円となっている。

入札件数は毎年300件台で推移しており、落札率は毎年概ね90～95%で推移している。

### ④入札件数・落札率の推移と建設工事の状況

箱物建築がある年は落札率が上昇する傾向にあることが分かる。箱物があると落札率が上昇傾向にあるのかについては、積算体系が影響しているものと推察している。建設工事の積算体系は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の4項目からなり、直接工事費を除く、いわゆる諸経費の割合について土木工事より建築工事の方がかなり低い率となっている。この諸経費率が低いと、企業の利益率も低くなるため予定価格に近い入札が行われ、いわゆる高止まりの状況になるものと推察している。

また、建築工事については、事業費のウエートが非常に高いため、入札全体の加重平均の落札率を引き上げる要因となっている。

### ⑤入札による年間契約額

総額に対して建設工事は概ね7割を占めているという結果であり、令和2年度が飛び抜けているのは、発注件数が多かったことに加え、事業規模の大きい道の駅の整備、そして繰越明許工事が多かったことが挙げられる。

### ⑥入札方式別の割合

毎年指名競争入札が約7割を占めており、当市の指名競争入札に付する理由として、一般競争入札は事務に時間を要するので、工期不足やそれに伴う品質低下が危惧される場合や、急施を要する場合など指名競争入札としている。

一般競争入札だと、資金力や労働力、技術力の豊富な事業者が有利な場合があるため、中小建設業者の受注機会を確保するため、指名競争入札を行っている。

このような理由を踏まえて、指名競争入札とする市のルールとして、予定価格が1,000万円以上の工事は一般競争入札とし、業務委託や1,000万円未満の工事を指名競争入札としている。また、多様な入札方式を採用しており、公共工事の品質確保を目的に、価格に加えて技術力などを総合的に評価し、落札者を決定する総合評価方式にも取り組んでいる。

### ⑦随意契約の状況

市では、地方自治法施行令に基づき随意契約できるものを財務規則に定めるほ

か、随意契約に関する取扱い要綱で事例を示している。

- ・ 予定価格が財務規則で定める額を越えないとき。
- ・ その性質または目的が競争入札に適しないもの。
- ・ 障害サービス福祉事業者、地域活動支援センター、障害者支援施設、シルバー人材センターなどから物品を買い入れる場合や役務の提供を受ける場合。
- ・ 市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、市の規則で定める手続きにより買い入れる契約をするとき。
- ・ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ・ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ・ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- ・ 競争入札に付し、入札者がいないときや、再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ・ 落札者が契約を締結しないとき。

#### ⑧入札契約事務について

入札契約事務は、公正・公平・透明性が求められており、関係法令を遵守、コンプライアンスを徹底している。

市では入札・契約の過程や内容の透明性を確保するため、第三者による入札監視委員会を設置し、公正中立の立場での客観的な審査の実施と会議録を公表している。

#### ⑨今後の取り組み

入札における不正行為の防止や事務の効率化、DX推進の観点などから、入札の電子化に向けて現在検討している。

これまで管財課と上下水道局で行っていた入札を管財課に一元化する。令和4年10月から順次移行し、令和5年度からの入札は、すべて管財課で執行する。

#### 【委員からの質問・意見と答弁】

##### ・ 随意契約の件数について

→財務規則で定める金額を超えないものについては課長の専決で行われるため、管財課まで上がってこないものも多い。

・ 公契約条例を作って契約し、地域経済をまわすということをしているところもあるが、それについての見解は。

→話は過去から出ているが、新潟県内においてもまだまだあまり進んでないという状況で、周りの状況を見ながら検討していきたいと思っている。労働者へのしわ寄せとか低賃金防止になるということで、これは必要なのかなとは思ってはいるが、余りにも縛りすぎると、事業者の経営にも影響が出かねないのかなという風

な思いもある。

・小規模の簡易的な事業について、随時簡単な契約のできる小規模事業者の工事が少なくなってきたが、これは各課の裁量でできるのではないか。状況は把握しているか。

→小規模事業者について、発注はしているが年々登録数も減ってきている。専門的な分野のものもあるので、発注件数は減っている。契約書を省略できるのが、10万円未満ということで、それについては電話でお願いしているという状況。

・総合評価方式について、どういうものを対象にその方式を当てているのか。

→総合評価方式を採用する工事としては、交通量が多いところや、より安全性が必要な工事、経験値と技術力を発揮してもらうための工事を選定している。国からの指導では総合評価をもっと多く取り入れるよう言われているが、なかなか案件が見つからないというのが現状。

これらを踏まえ、阿賀野市の入札にあたっては、これまでどおり、より良いものをより安く、透明性、公平、公正を維持し、今後は入札事務の電子化の取り組みとして、電子入札、電子契約の導入に加え、入札資格審査申請のオンライン化を進め、入札事務の一元化として管財課、上下水道を管財課に一元化することを早期にできるように意見集約されました。

以上、総務文教常任委員会の所管事務調査の委員長報告といたします。